

# 猫の飼い方・関わり方

## ① 必ず不妊去勢手術を受けさせること

飼育する動物の繁殖制限を行うことは飼い主の責務です。

猫は繁殖能力が高く、あっという間に世話しきれないほど増えてしまいます。

(計算上は1匹の妊娠したメス猫から3年後には2,000匹以上まで繁殖します)

手術により、問題行動や病気のリスクが減るなど多数のメリットがあります。

## ② 猫は完全に室内で飼育すること

猫がいくら外に出たがっていても、出してはいけません。

迷子になったり、ケガ・感染症にかかるなど危険がたくさんあります。

また、猫を自由に外へ出していると、排泄する(悪臭)、鳴く(騒音)、

車を傷つけるなど、近所で迷惑をかけていることがよくあります。

## ③ 外の猫へむやみに餌を与えないこと

かわいそうだからと餌を与えると、居ついたり子猫を産むことがあります。

自分は餌を与えただけ、猫が周りにかかる迷惑は無関係、というのは無責任な話です。

餌を与えた猫についても、「不妊去勢手術を受けさせる」、

「飼えない場合は里親を探す」ことは餌やりさんの責務です。

## ④ 動物を捨てないこと

動物の遺棄(どこかに放す、箱に入れて捨てる、埋める等) は犯罪です。

## ➤猫の飼育が大変になる前に…

- 飼い猫（1匹であっても）に不妊去勢手術を受けさせないことや、
- 飼い猫を屋外に出して飼育すること、
- 屋外に居る猫にむやみな餌付けをすることは

**今や「不適切で古い飼い方」です。**

このような飼い方では猫が繁殖し、結果として手術に必要な費用も増えます。後々「最初の1、2匹のうちに手術を受けさせておけばよかった」という状況にしてはいけません。

**そのためにはご親族、ご近所の方々の見守りも不可欠です。**

「飼育している猫が繁殖して世話しきれなくなった」や、「（飼い主、猫いずれにしても）高齢や病気で世話できなくなった」等の理由だけでは、保健所は引取りません。

## ➤既に猫の飼育が大変になっても…

**動物が一生を終えるまで「適切に」飼育することは飼い主の責務です（屋外で餌付けした猫も同様です）。**

不妊去勢手術の実施にあたって協力（捕獲、動物病院への送迎等）を得られるボランティアさんを紹介することができます。

**状況が悪化してしまう前に、当センターへ御相談ください。**